

# 税理士法第3条改正の検証

## 国税審議会の運用が鍵に

### I はじめに

平成26年3月20日、税理士法改正案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決成立した。

今回の改正項目の中でも重要課題であり、かつ、税理士制度の根幹をなす第3条について、法改正に実効性を持たせるために改正内容を検証してみたい。

### II 改正後の税理士法(以下、「法」)第3条

■新たに第3項が追加された。

第3条 (税理士の資格)  
次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第1号又

は第2号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。

一 税理士試験に合格した者

二 第6条に定める試験科目の全部について、第7条又は第8条の規定により税理士試験を免除された者

三 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

四 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)

2 公認会計士法第16条の2第1項の規定(外国公認会計士)により同法第

2条に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、公認会計士とみなす。

3 第1項第4号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。

■税理士法施行規則の一部を改正する省令  
第1条の3 第3条第3項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、法第6条第1号(税理士試験科目)に規定する税法に属する科目につ

いて、法第7条第1項(試験科目の一部免除)に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のも

を習得することができるとして国税審議会が指定する研修とする。

2 国税審議会は、前項に規定する研修を指定したときは、その旨を官報をもって公告しなければならぬ。これを解除したときも、同様とする。

### III 国税審議会とは

国税審議会は、財務省設置法第21条に

第1項(国税庁に、国税審議会を置く。)

第2項(国税審議会は、国税通則法、税理士法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定

によりその権限に属させられた事項を処理する。)

第3項(国税審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、財務大臣が任命する。)

第4項(前2項に定めるもののほか、国税審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国税審議会に關し必要な事項については、政令で定め

と規定されている。)

政令(国税審議会令)において所掌事務が定められ

「当面の問題」シリーズ 108

「国税審査分科会」「税理士分科会」「酒類分科会」が設けられている。

このうち、「税理士分科会」については、税理士法で定められた

①法第5条(受験資格)の認定

②第7条(試験科目の一部免除等)の修士の研究を基準以上の成績を得た者となして試験科目の一部を免除

③第8条第1項10号の一定の行政事務経験者のうち国税審議会が指定した研修を修了した者について会計に属する科目を免除

④第12条(試験の執行)で税理士試験は国税審議会が行う

⑤第47条(懲戒の手續)の財務大臣が税理士の懲戒処分をしようとするときは国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない

に基つて審議会の権限に属する事項を処理する。

また、審議会の委員は20人以内で、実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから財務大臣が任命することとなっている。

IV 国税審議会の指定する研修とは ※図参照

新設第3条第3項では、公認会計士法に規定する実

務補習団体が実施する研修が前提となっている。財務省令で法第7条に規定する税法免除と同程度を習得できるものとして国税審議会が指定した研修となつて

いるが、審議会がどのような研修を指定するか定かでない。しかし、公認会計士協会が主張しているように現状行われている実務補習のうち必須科目である「税法」に関する研修を承認するだけのことであれば、形変わって中身変わらざるであらう。

しかし、法改正が実現したということは、税理士の資格取得制度の見直しについて国民が受け入れたということでもある。この事実の重みを受け止めれば、指定される研修は間接的であるとしても一般試験との均衡に配慮し、適正性、公正性が確保されるものでなければならぬ。

### VI おわりに

今回の資格取得制度の見直しについて、上記に掲げる疑問点を抱えつつも法改正をしたということは、現行のままでは制度的な担保がなされていないということの表れである。法律は変わったが実態がなにも変わらないのであれば法改正した意味がない。

税理士会は主導的に国税審議会における「指定研修」の運用について注視し、一般試験とのバランスが保たれているか常に検証していく必要がある。

それが正しく機能するかどうかには税理士制度の命運がかかっていると一言しても過言ではない。

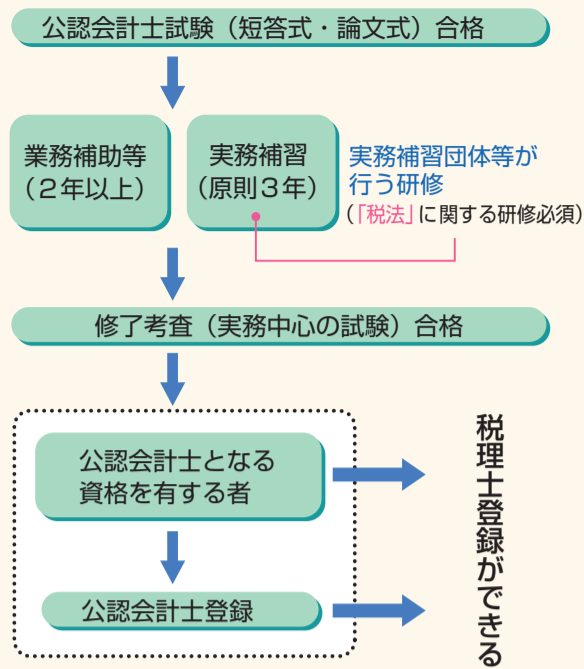
※図 東京税理士会・法対策委員会の会議資料から作成

(政策副委員長 菅原祥元)

税務職員等の試験免除に係る国税審議会が指定する研修について、平成13年の

法改正時に「一般試験との均衡に配慮し、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること」との附帯決議が付され、その指定した研修がその要件を満たしているかどうか、国税審議会が毎年検証することとされた。そのチェックをする体制が整わない中で審議会への新たな委任である。

今後は、税理士試験の執行をつかさどる国税審議会の下す裁定が、一般試験とのバランスに考慮したものとされているかチェックする体制が必要である。



税理士登録ができる

### 公認会計士法 第16条 第1項(実務補習)

実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関(以下この条において「実務補習団体等」という。)において行う。

# 達人はあなたの電子申告を応援します!

達人シリーズ 電子申告セット

税務6本セット

# 月額 11,400円 (税抜)

達人Cube(電子申告ソフト)  
[ソフト保守料・電話サポート込み]



セット内訳

達人Cube  
法人税  
減価償却  
内訳概況書  
消費税  
所得税  
年調・法定調書